

○山梨県警察災害警備計画の制定について

〔 令和 4 年 3 月 2 9 日 〕
〔 例規甲（備二危）第 6 0 号 〕

令和4年4月

山梨県警察災害警備計画

山 梨 県 警 察 本 部

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 構成	1
第3節 実施方針	1
第4節 災害に備えての措置	1
第1 警備体制の整備	1
1 災害警備本部等の設置	1
2 職員の招集・参集体制の整備	6
3 被災警察署への支援派遣班運用基準	8
4 警察災害派遣隊の対応力の向上	8
5 災害警備用装備資機材の点検・整備	8
6 警察施設等の災害対策	8
7 教養訓練の実施	9
8 災害警備用物資の備蓄等	10
9 業務継続性の確保	11
10 被留置者への対応	11
第2 情報収集及び連絡体制の整備	11
1 情報収集の手段及び方法	11
2 情報収集のための事前準備	12
3 被災状況の把握及び評価	13
第3 情報通信の確保	13
1 通信の確保	13
2 情報システムの確保	14
第4 交通の確保に関する体制及び施設の整備	14
1 災害時における交通規制計画	14
2 交通管制センターの運用	14
3 交通管理体制及び交通管制施設の整備	15

4	緊急通行車両に係る確認手続等	15
5	運転者の執るべき措置の周知徹底	15
第5	避難誘導の措置	16
1	避難場所等の周知徹底	16
2	避難行動要支援者への対応	16
3	管理者対策	16
4	広域的な避難者の受入れに関する調整	17
5	帰宅困難者対策	17
第6	住民等の防災活動の促進	17
1	住民等の防災意識高揚のための情報発信	17
2	防災訓練の実施	17
3	避難行動要支援者に対する配慮	17
4	民間企業に対する防災意識の高揚の促進	17
第7	危険箇所の調査	18
第8	重要施設の警戒	18
第9	ボランティアの受入れのための環境の整備	18
第10	基礎資料の整備	18
第11	警察職員に対する防災上必要な教養等	18
第5節	災害時における措置	18
第1	警備体制	19
1	職員の招集・参集	19
2	広域的な支援体制の確保	19
3	災害警備本部等の設置	19
第2	情報の収集及び報告	19
1	被害状況の把握及び報告	19
2	多様な手段による情報収集等	19
3	自治体の災害対策本部への派遣	20
第3	救出救助活動等	20
1	署における救出救助活動	20
2	機動隊等の出動	20

3	即応部隊の効果的運用	2 1
4	現地指揮所の設置と指揮支援班の派遣	2 1
5	関係機関との協力・調整	2 1
6	航空機の運用調整等	2 1
7	感染症対策	2 1
第 4	避難誘導等	2 1
第 5	身元確認等	2 2
第 6	二次災害の防止	2 2
第 7	危険箇所等における避難誘導等の措置	2 2
第 8	社会秩序の維持	2 3
第 9	緊急交通路の確保	2 3
1	交通状況の把握	2 3
2	交通規制の実施	2 3
3	緊急交通路の通行を認める車両の分類	2 4
4	交通規制の周知徹底	2 5
5	その他緊急交通路確保のための措置	2 5
6	関係機関等との連携	2 6
第 1 0	被災者等への情報伝達活動	2 6
1	被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施	2 6
2	相談活動の実施	2 6
3	多様な手段による情報伝達	2 7
第 1 1	報道対応	2 7
1	窓口の一本化と関係機関との緊密な連携	2 7
2	積極的な現場広報の実施	2 7
第 1 2	情報システムに関する措置	2 7
第 1 3	関係機関との相互連携	2 8
第 1 4	自発的支援の受入れ	2 8
1	ボランティアの受入れ	2 8
2	海外からの支援の受入れ	2 8
第 6 節	災害復旧・復興	2 8

第1	警察施設の復旧	28
第2	継続災害への対応	28
第3	暴力団排除活動の徹底	28
第4	交通規制の実施	28
第2章	地震災害対策	29
第1節	東海地震に係る災害警備活動の基準	29
1	情報の収集及び伝達	29
2	住民等への情報伝達活動	30
3	社会秩序の維持	30
4	交通対策	31
5	警察施設等の点検及び整備	33
第2節	南海トラフ地震に係る災害警備活動の基準	34
第1	南海トラフ地震に関する情報の種類	34
1	南海トラフ地震に関する情報の種類	34
2	南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件	34
第2	先発地震発生時に執るべき措置	35
第3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けた場合における災害応急対策に係る措置	35
1	情報の収集・伝達	35
2	住民等への情報伝達活動	36
3	社会秩序の維持	37
4	交通対策	38
5	警察施設等の点検及び整備	40
6	災害応急対策を執るべき期間	40
7	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	41
第3章	富士山火山噴火災害対策	41
第1節	富士山火山防災対策協議会への参画	41
第2節	警報伝達等	41

第 1	火山災害に関する情報	4 1
第 2	噴火警報等の伝達	4 2
第 3	通報すべき火山の異常現象	4 2
1	通報を要する異常現象	4 2
2	噴火警報等の伝達方法の確立	4 3
第 3 節	火山災害時の措置	4 3
第 1	情報の収集と伝達	4 3
1	火山災害に関する情報伝達	4 3
2	情報収集活動	4 3
第 2	警戒区域の設定	4 3
第 3	避難誘導の措置等	4 4
第 4	交通対策	4 4
第 5	救出救助及び捜索活動における留意事項	4 4
1	熱泥流及び土石流対策	4 4
2	降灰等対策	4 4
3	捜索場所等の検討	4 4
4	装備資機材の有効活用	4 4
第 6	火山災害対策用装備資機材の整備充実等	4 4
第 4 章	その他の自然災害対策	4 5
第 1 節	風水害対策	4 5
第 1	県民の防災活動の促進	4 5
1	避難誘導対策	4 5
2	防災知識の普及	4 5
3	防災訓練等の実施	4 5
4	道路冠水危険箇所の把握	4 5
5	警察施設等の災害対策	4 5
第 2	災害時の措置	4 6
1	風水害に関する警報等の伝達	4 6
2	住民等の避難誘導	4 6
3	災害未然防止活動	4 6

第3	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	46
第2節	雪害対策	47
第1	雪害に備えての措置	47
1	雪害に強い交通管制施設の整備	47
2	気象状況の伝達体制の整備	47
3	雪崩危険箇所の周知徹底	47
4	孤立予想地域対策の徹底	47
5	運転者への周知活動	47
第2	災害時の措置	47
1	雪害に関する警報等の伝達	47
2	住民等の避難誘導	47
3	運転者への周知活動	48
4	緊急交通路の確保	48
5	道路管理者との連携	48
第5章	事故災害対策	48
第1節	航空災害対策	48
第1	災害に備えての措置	48
1	航空災害応急体制の整備	48
2	関係機関との相互連携	48
3	連絡体制の整備	48
第2	行方不明航空機等の捜索活動	48
第3	災害時における措置	49
1	情報の収集	49
2	救出救助活動等	49
3	立入禁止区域の設定等	49
第2節	鉄道災害対策	49
第1	災害に備えての措置	49
1	関係機関との相互連携	49
2	連絡体制の整備	49
3	防災訓練の実施	49

第2	災害時における措置	50
1	情報の収集	50
2	救出救助活動	50
3	立入禁止区域の設定等	50
第3	二次災害の防止	50
第3節	道路災害対策	50
第1	災害に備えての措置	50
1	関係機関との相互連携	50
2	危険箇所等の把握と関係機関に対する要請	50
3	連絡体制等の整備	51
4	防災訓練の実施	51
第2	災害時における措置	51
1	情報の収集	51
2	救出救助活動	51
3	立入禁止区域の設定等	51
4	危険物の流出に対する応急対策	51
第3	二次災害の防止	52
第4節	危険物等災害対策	52
第1	災害に備えての措置	52
1	関係機関との相互連携	52
2	危険物等関連施設の実態把握	52
3	連絡体制の整備	52
4	危険物等災害警備用装備資機材の整備充実	52
5	避難場所等の周知徹底	52
6	火薬類取締法等の法令に定める権限の行使	52
7	防災訓練の実施	52
第2	災害時における措置	53
1	情報の収集	53
2	救出救助活動	53
3	立入禁止区域の設定	53

4	危険物等の大量漏えい等に対する応急対策	5 3
5	火薬類取締法等の法令に定める権限の行使	5 3
第5節	火事災害対策	5 4
第1	災害に備えての措置	5 4
1	関係機関との相互連携	5 4
2	管内実態の把握	5 4
3	連絡体制の整備	5 4
4	防災訓練の実施	5 4
第2	災害時における措置	5 4
第6節	原子力災害対策	5 4
第1	警察本部が執るべき平素の措置	5 4
1	本県における原子力対策について	5 4
2	関係機関との連絡体制の確立	5 5
3	警察職員に対する原子力防災知識等の教養及び訓練	5 5
4	原子力災害警備用装備資機材の整備充実	5 5
5	原子力災害発生時の措置	5 5
別表第1	災害警備本部甲号差出表	
別表第2	山梨県警察災害警備本部甲号編成表	
別表第3	警察本部長を長とする災害警備本部甲号編成表	
別表第4	警備部長を長とする災害警備本部乙号編成表	
別表第5	警備第二課長を長とする災害警備連絡室編成表	
別表第6	災害警備本部編成表（特科部隊）	
別記様式	早期応招者指定表	

第1章 総則

第1節 目的

本計画は、県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の警察活動及び災害発生に備えて平素から実施すべき警察活動について必要な事項を定め、もって災害警備の適切な実施を図ることを目的とする。

第2節 構成

本計画の構成は、本章を「総則」、第2章を「地震災害対策」、第3章を「富士山火山噴火災害対策」、第4章を「その他の自然災害対策」として風水害対策及び雪害対策についてそれぞれ定め、第5章を「事故災害対策」として航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、危険物等災害対策、火事災害対策及び原子力災害対策についてそれぞれ定める。

なお、本計画全体を通じた共通対策は、本章に定めるものとし、第2章、第3章、第4章及び第5章においては、本章に定めるもののほか、特記すべき事項を定める。

第3節 実施方針

本計画は、平成7年1月17日発生 of 阪神淡路大震災、平成23年3月11日発生 of 東日本大震災等の大規模災害及び平成26年2月14日日本県において発生 of 豪雪災害における警察活動の反省・教訓を踏まえ、今後同規模の自然災害が発生した場合に対応するため、見直しを行ったものである。その実施に当たっては、今後発生が予想される首都直下地震、東海・東南海・南海の3連動（南海トラフ）地震、富士山火山噴火等の甚大な被害が予想される大規模災害又は台風等大雨、暴風による風水害、雪害等に対する確に対処できるよう山梨県警察の各部門が相互に連絡を密にして一体的な活動を行い、防災関係機関との連携の下、被災者の生命、身体等人命の保護を第一に、被災者の救出救助、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締りその他社会秩序の維持に当たるなど、総合的な災害対策を推進するものとする。

なお、本計画の見直しについては、山梨県警察災害対策検討委員会設置要領の制定について（令和4年3月15日付け、例規甲（備二危）第61号）に基づく委員会、幹事会、作業部会等を開催して適時検討するものとする。

第4節 災害に備えての措置

第1 警備体制の整備

1 災害警備本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する災害警備本部等の種別及び設置基準は、次のとおりとする。

ア 災害警備本部等の種別

(ア) 警察本部

- a 警察本部長を長とする災害警備本部甲号
- b 警備部長を長とする災害警備本部乙号
- c 警備部警備第二課長を長とする災害警備連絡室
- d 警備部警備第二課危機管理室長を長とする情報収集体制

(イ) 署

- a 警察署長を長とする署災害警備本部
- b 署警備課長を長とする署災害警備連絡室

イ 災害警備本部等の設置基準

自然災害及び事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害警備本部等の設置基準は、次の表のとおりとする。

体制別	設置基準
本部長を長とする 災害警備本部甲号	1 県内において、震度5強又は5弱の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき。
	2 県内において、震度6弱以上の地震が発生したとき。
	3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
	4 県内において、相当規模の洪水、土砂崩落等の災害又は雪害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
	5 県内において、重大な人的被害を伴う洪水、土砂崩落等の災害が発生したとき。
	6 県内に特別警報が発表されたとき。
	7 富士山に噴火警報レベル4（高齢者等避難）以上が発表されたとき。
	8 富士山が噴火したとき。
	9 その他本部長が必要と認めたとき。
警備部長を長とす	1 県内において、震度5強又は5弱の地震が発生したとき。

る災害警備本部乙号	<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</p> <p>3 市町村に、洪水や土砂災害に係る避難指示が発令される等の状況が生じた場合で、警備部長が必要と認めたとき。</p> <p>4 県内において、人的被害に及ぶおそれのある洪水、土砂崩落等の災害が発生したとき。</p> <p>5 県内の広範囲な地域にわたり、豪雪が見込まれるとき。</p> <p>6 富士山に噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されたとき。</p> <p>7 その他警備部長が必要と認めたとき。</p>
警備第二課長を長とする災害警備連絡室	<p>1 県内において、震度4の地震が発生したとき。</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。</p> <p>3 県内に大雨、洪水、暴風、大雪警報等気象に係る各種警報が発表されたとき。</p> <p>4 富士山に係る「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されたとき。</p> <p>5 その他警備第二課長が必要と認めたとき。</p>
危機管理室長を長とする情報収集体制	<p>県内に大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき。</p>

ウ 災害警備本部等の編成及び体制

- (ア) 災害警備本部の編成及び体制は、別表第1から別表第6までのとおりとする。
- (イ) 各所属長は、災害警備本部員を指定する場合は、原則として自宅等居住地から勤務先までの距離が近い職員を優先して指定するものとする。
- (ウ) 災害警備本部には、次の班を設置するものとする。
- a 指揮統括班
 - b 連絡調整班
 - c 派遣班
 - d 実施班

- e 情報班
- f 警備事件捜査班
- g 警衛・警護班
- h 通信指令班
- i 航空班
- j 広報班
- k 受援補給班
- l 装備班
- m 被害者支援班
- n 人事管理班
- o 留置管理班
- p 救護・感染予防班
- q 情報管理班
- r 支援派遣班
- s 生活安全対策班
- t 地域安全対策班
- u 少年対策班
- v 捜査班
- w 検視班
- x 組織犯罪対策班
- y 鑑識班
- z 交通総務班
- a a 交通事故捜査班
- a b 交通規制班
- a c 運転免許対策班
- a d 交通機動班
- a e 高速道路対策班
- a f 情報通信班

(エ) 災害警備本部には、災害警備本部員以外に実動部隊として特科部隊及び警察災害派遣隊を設置するものとする。

(㊦) 特科部隊には、次の隊を設置するものとする。

- a 災害情報隊
- b 警衛・警護隊
- c 航空隊
- d 受援補給隊
- e 機動装備隊
- f 被害者支援隊
- g 支援派遣隊
- h 生活地域安全対策隊
- i 鉄道警察隊
- j 特別捜査隊
- k 検視隊
- l 鑑識隊
- m 交通規制隊
- n 運転免許対策隊
- o 高速道路対策隊
- p 交通情報隊

(㊧) 警察災害派遣隊には、即応部隊及び一般部隊を設置するものとする。

- a 即応部隊とは、他都道府県で大規模な自然災害等が発災した場合、直ちに警察法（昭和29年法律第162号）第60条に基づく援助要求によって特別派遣される部隊であり、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊、機動警察通信隊及び緊急災害警備隊をいう。
- b 一般部隊とは、被災地のニーズを踏まえた幅広い業務を遂行するため、生活安全、刑事、警備等各分野について長期間の派遣を前提とした部隊をいう。
- c 警察災害派遣隊等の具体的な運用及び編成については、山梨県警察災害派遣隊の編成及び運用要領の制定について（令和4年3月29日付け、例規甲（備二危）第62号）に定めるものとする。

エ 複合災害対策及び災害警備活動が長期化した場合の措置

(㊦) 山梨県警察本部（以下「警察本部」という。）及び警察署（以下「署」と

いう。) (以下これらを「警察本部等」という。) は、複合災害 (同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象) が発生した場合、南海トラフ地震及び富士山火山噴火が同時発生した場合などには、第1の1 (ウ) を2分化して適時運用するものとする。この場合、災害警備本部員の各班長は、班員の中から副班長を指定し、班を2分化するなどして適時、事案別に対応するものとする。また、人員に不足が生じた場合、各所属長は、自所属で従事している職員を暫定的に応招させ、従事させるものとする。

- (イ) 災害警備活動が長期化した場合、各災害警備本部員及び実動部隊員については、不眠不休が継続して疲労が蓄積するなど、体調不良者が出ることを予想されることから、各班長は、班員を交替制勤務にするなどして適時休憩を取らせ、体調管理をしながら班を運用するものとする。

2 職員の招集・参集体制の整備

(1) 自主参集基準

警察職員は、次の場合には、速やかに自主参集するものとする。

- (ア) 県内において震度6弱以上の地震が発生した場合
(イ) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表された場合
(ウ) 噴火警報 (レベル4以上) が発せられた場合
(エ) 県内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合
(オ) その他警察本部長が必要と認めた場合

(2) 参集等の場所

ア 参集者及び応招者の集合場所は、原則として自所属とする。ただし、交通機関の途絶等やむを得ない理由により速やかに自所属に参集できない場合は、最寄りの警察本部又は署に集合し、所属長の指揮に入るものとする。

イ アの場合、当該所属長は、職員が所属する所属長に通報し、自所属への参集が可能となった時点で復帰させるものとする。

(3) 自主参集免除者

ア 山梨県警察職員の健康管理に関する訓令 (昭和59年山梨県警察本部訓令第10号) に規定する休務者

イ 入校中の者

ウ 遠距離に公務出張中の者

エ アからウまでのほか特別な理由があつて所属長が免除した者

(4) 早期応招者の指定

ア 警察本部長は、大規模災害発生時における初動態勢を早期に確立し、災害警備活動に対応できる職員を把握するため、徒歩、自転車、オートバイ等を活用した非常参集訓練を実施するとともに、警察本部又は自所属へ30分以内に登庁可能な警察職員（以下「早期応招者」という。）を指定するものとする。

イ 所属長は、毎年春の定期異動後に早期応招者指定表（別記様式）を作成し、速やかに警備部警備第二課（以下「警備第二課」という。）宛てに報告するものとする。また、早期応招者を変更する必要がある場合は、速やかに指定職員を変更し、警備第二課宛てに報告するものとする。

(5) 参集に備えた準備等

ア 警察本部等は、職員に対し自主参集基準、参集に当たつての留意事項等の教養を行い周知徹底を図るとともに、非常参集訓練を適宜実施し、発災時における対応の万全を図るものとする。

イ 警察本部等は、大規模災害発生時の職員の参集状況並びに職員及び家族の安否情報の集約・報告要領について、職員に周知徹底を図るものとする。

ウ 各所属長は、定期異動等が行われた後、速やかに自己申告書作成フォーム等に必要な事項を入力させ、職員及び家族の安否確認を迅速に行えるよう非常時の連絡先等が記載された参集者カードを作成させて、各所属内に備えるものとする。

エ 職員は、参集後に必要と認められる衣類等最低3日分を平素から準備し、参集に備えるものとする。

オ 職員は、大規模災害発生時には、公共交通機関が利用できない可能性が高いこと及び道路についても火災、建物の倒壊等により通行できなくなる可能性があることを念頭に置き、自動二輪車、自転車等の代替手段を検討しておくとともに、平素から訓練等を通じ、複数の参集経路及び参集に要する時間を確認し、発災時の迅速な参集に備えるものとする。

(6) 幹部の緊急輸送

大規模災害発生時における警備本部長等の緊急輸送については、災害警備本部等から指示を受けた者が緊急車両によって輸送するものとする。

3 被災警察署への支援派遣班運用基準

- (1) 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、署庁舎又は警察職員が甚大な被害を受け、署長を補佐する要員が不足した場合には、警視級の幹部職員等により支援派遣班を編成し、被災情報の集約及び整理、派遣部隊の業務管理等を行うものとする。
- (2) 派遣時期、方法及び要員については、災害警備本部で決定し、弾力的に運用するものとする。

4 警察災害派遣隊の対応力の向上

- (1) 警察本部等は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に派遣される警察災害派遣隊が、有事に迅速かつ的確な対応が図れるよう平素から隊員に対する教養及び訓練を徹底し、対応力の向上を図るとともに、招集・出動体制の確立、装備資機材の整備等を図るものとする。特に大規模災害発生直後に被災地へ派遣される即応部隊（広域緊急援助隊、広域警察航空隊、機動警察通信隊及び緊急災害警備隊）については、平素から隊員に対する救出救助技能、自活能力の向上に向けた教養及び訓練を徹底するものとする。
- (2) 訓練については、基本的な訓練を繰り返し実施し、習熟してから実戦的な訓練を行うものとする。

5 災害警備用装備資機材の点検・整備

- (1) 警察本部等は、保有する装備資機材について点検・整備し、常に最良の状態にしておくとともに、突発的に発生する事案にも効果的に活用できるよう配慮するものとする。
- (2) 警察本部等は、毎年、保有する資機材を点検・整備し、当初予算等で要求するなど装備資機材の確保に努めるものとする。

6 警察施設等の災害対策

警察本部等は、次により警察施設等の耐震性、耐火性等の確保に努めるものとする。

ア 警察施設の耐震性及び耐火性の強化

警察本部等は、災害発生時に災害応急対策の拠点となる警察施設について、

その重要度を考慮し、耐震性及び耐火性の強化に努めるものとする。

イ 代替施設の確保

警察本部等は、警察の中核施設が損壊した場合に、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性及び耐火性があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選定し、災害警備本部等の代替施設として使用できるよう自治体等に働き掛け、協力を得ておくものとする。

ウ 非常用電源の確保等

(ア) 警察本部等は、大規模災害発生時における電力供給の停止に備え、本部総合指揮室、署災害警備本部等災害発生時に応急対策業務を行うための必要な施設、設備等への非常用電源の確保、容量拡大等に努めるものとする。また、非常用電源稼働のための燃料の十分な備蓄と調達・輸送体制を確立するものとする。

(イ) 警察本部等は、非常用電源により供給されるシステム、機器等を把握するとともに、非常用電源コンセントの位置を確認し、災害対応業務に必要なシステム、機器等については、あらかじめ非常用電源コンセントに接続して電源を確保しておくものとする。

エ 交番等機能の確保

警察本部等は、大規模災害発生時に、倒壊又は液状化による被害等が予想される交番及び駐在所（以下「交番等」という。）を把握するとともに、交番等施設が倒壊するおそれがある場合には、これら交番等の機能を移転できる拠点交番を自治体等と事前に協議し、選定候補の中から、災害発生時における交番機能の確保を図るものとする。

7 教養訓練の実施

警察本部等は、災害についての知識、装備資機材の保守管理及び操作要領、具体的活動要領等に関し職員に周知徹底するとともに、次の教育訓練項目について計画的かつ反復継続した教養及び訓練を行い、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、職員自らの判断で迅速かつ的確に行動できるよう対応能力の向上を図るものとする。また、交通の途絶、職員自身又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、限られた要員で災害警備活動が実施できるよう訓練を推進するものとする。さらに、即応部隊については、広域緊急援助隊（警備部隊）

員を中心に高度な災害警備技能の育成に努めるとともに、隊員の招集体制等を随時見直すなどして、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に警備態勢が確立できるよう配慮するものとする。

【教養訓練項目】

(1) 教養項目

- ・ 災害及び災害警備の知識
- ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び災害における関係法令
- ・ 災害予想危険箇所及び孤立予想箇所
- ・ 災害警備計画と初動措置要領
- ・ 災害警備用装備資機材の知識
- ・ 通信資機材の知識
- ・ 災害情報の報告要領（警察庁及び管区警察局への第一報（30分ルール））
- ・ 情報収集活動に関する知識

(2) 訓練項目

- ・ 要員の招集及び部隊（班）の編成
- ・ 災害情報の収集、連絡及び伝達
- ・ 災害警備用装備資機材の操作
- ・ 車両、警察用航空機、通信資機材等の配備及び運用
- ・ オフロード二輪要員の養成
- ・ 特科部隊の配備、支援派遣隊の運用及び警察災害派遣隊の派遣受入れ
- ・ 災害時の交通規制並びに放置車両及び道路上の障害物の除去
- ・ 住民等の避難誘導
- ・ 被災者の救出救助
- ・ 被留置者の避難等

8 災害警備用物資の備蓄等

警察本部等は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資及び感染防護資機材について適切な備蓄及び調達体制の整備による確保措置を講ずるものとする。特に即応部隊については、自活用としての食料及び飲料水、エアータント、簡易トイレ等災害警備活動の基本となる生活用の装備資機材を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努めるもの

とする。

9 業務継続性の確保

警察本部等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害応急対策業務と併せて継続の必要性の高い通常業務を維持するため、山梨県警察災害関係業務継続計画（令和4年3月29日付け、例規甲(備二危)第63号）のとおり、災害時に必要となる人員、資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制及び事後の対応力の強化を図るものとする。

10 被留置者への対応

警察本部等は、被留置者の避難及び移送を的確に行うため、非常計画の見直し及び訓練を実施するものとする。また、被留置者の処遇を確保するための装備資機材、被留置者の食料の備蓄及び被留置者の移送に関し検察庁等と必要な連携を図るものとする。

第2 情報収集及び連絡体制の整備

1 情報収集の手段及び方法

(1) 執務時間外における情報収集体制の確立

ア 通信指令課及び総合当直の対応

執務時間外に大規模災害が発生したときは、第一時的に、生活安全部通信指令課(以下「通信指令課」という。)及び総合当直からの指示の下に、交番等、パトカー、白バイ、警察用航空機等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、かつ、通信指令課及び総合当直に情報が集約される体制の確立を図るものとする。

イ 早期応招者の対応

(ア) 警察本部の早期応招者は、警察本部に登庁後、通信指令課及び総合当直で対応している災害情報を災害警備本部設置場所において引き継ぎ、災害警備本部が立ち上がるまでの間、被害情報の集約、警察本部執行隊・機動隊等の出動待機、警察庁・管区警察局への報告、自治体等関係機関との連絡調整その他必要な情報の収集等に当たるものとする。

(イ) 署の早期応招者は、自所属に登庁後、当直で対応している災害情報を署警備本部設置場所で引き継ぎ、署災害警備本部が立ち上がるまでの間、被害情報の集約、警察本部への報告、市町村等関係機関との連絡調整その他必要な情報の収集等に当たるものとする。

(ウ) 災害警備本部等における情報集約の一元化

災害警備本部等の立ち上げが完了した際は、災害に係る情報の収集、集約、報告及び調整に係る業務を災害警備本部で行い、情報が一元的に集約される体制を確立するものとする。

(2) 情報収集、伝達手段等の確立

ア 警察本部は、被害状況等の把握等災害に係る情報収集に当たっては、警察用航空機「はやて」によるヘリコプターテレビシステム、航空機運用総合調整システム（FOCS）、交通流監視カメラ、携帯電話通信、高度警察情報通信基盤システム（PⅢ、ポリストリップルアイ）、映像システム等の映像情報が発災時に有効に活用できるよう平素から積極的な活用を図るとともに、システムの高度化に努めるものとする。

イ 警察本部等は、災害発生後の経過に応じて、住民、被災者等に伝達すべき情報についてあらかじめ整理し、住民等からの問合せ等に対応する体制を整備するとともに、インターネット、署、交番等の広報紙を活用した情報の提供を推進するものとする。

(3) 関係機関との協力体制の確立

ア 警察本部等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県、市町村、消防関係者等の防災担当機関と円滑な連絡を行うことができるよう平素から緊密な協力関係を構築するものとする。また、災害発生時の情報共有化と連絡・協力体制の確立を図るため、県及び市町村の災害対策本部に職員を派遣する体制を確立しておくものとする。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にライフライン関係機関の保有する情報の提供及び災害警備活動に対する協力を得るため、電気、電気通信、ガス、水道事業者、警備業者等との協力体制を確立するものとする。

2 情報収集のための事前準備

(1) 通信指令マニュアルの整備

警察本部等は、大規模災害発生時は、緊急通報及び無線通話の急増が予想されることから、こうした状況においても、常に通信指令の機能が確保されるよう体制を確保するとともに、対応マニュアル等を作成し、災害時の応急対応に備えるものとする。

(2) 航空隊運用マニュアルの整備

警察本部は、災害発生時、被災地において、警察用航空機が的確に運用できるよう航空隊における体制を確保するとともに、広域運用マニュアル等を作成し、災害発生時の応急対応に備えるものとする。

(3) オフロード二輪要員の充実等に向けた取組

災害発生時、道路の損壊や倒木等が発生した状況でも走行可能なオフロード二輪車を活用することは有効であるため、平素から警備部門と交通部門が連携し、オフロード二輪車を活用した情報収集活動を行う要員に係る体制を確立し、災害発生時の応急対応に備えるものとする。

(4) 災害発生情報等に関する提供

警察本部等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に県民から広く災害発生情報等が提供されるよう、広報等の取組を進める。

3 被災状況の把握及び評価

警察本部は、大規模災害発生時に、各署から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の数の集約とは別に、通信指令課、災害警備本部等において、被災地から報告される災害発生直後の警察署員の五感に基づく被害規模に関する情報（以下「生の声情報」という。）及び人的・物的被害に関する情報等に基づいて、直ちに概括的な被害状況（例「立ってられない程の強い揺れが数分間続き、警察署の周辺地域では停電が発生している模様」）を把握及び評価し、警察庁及び管区警察局に報告する体制を整備するものとする。

第3 情報通信の確保

1 通信の確保

警察本部等は、災害発生時における被害状況の把握、迅速的確な指揮命令等に必要通信を確保するため、管区警察局情報通信部との緊密な連携を図り、次の事項を推進するものとする。

ア 警察通信施設の整備状況、性能等の十分な把握及び無線中継所の機能維持方針の検討

イ 機動警察通信隊との実践的対応訓練の実施等による事案対処能力の強化

ウ 衛星携帯電話等警察通信施設以外の通信手段の災害発生時における使用の検討

- エ 警察施設等の新築、改築時における通信機器等の設置スペースの確保並びに応急通信機器等の設置方針及び搬送手段の確保
- オ 耐震構造、免震構造の導入等による通信の耐震性の向上
- カ 警察通信施設や非常用電源設備の定期点検の徹底
- キ 災害発生時の電力復旧及び燃料の安全供給に資する関連事業者との連携
- ク 長期停電等の際、警察通信施設の機能維持のために協力すべき事項の十分な検討
- ケ 情報通信システムの障害への具体的対応要領の作成及び訓練の実施

2 情報システムの確保

(1) 耐震性の向上

警察本部等は、災害発生時においても情報の管理を滞りなく行うため、次の事項を推進するものとする。

- (ア) 耐震構造及び免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上
- (イ) 停電時における機能確保のための非常用電源の確保

(2) 信頼性の向上

警察本部等は、災害発生後、速やかに機能を回復させるため、次の事項を推進するものとする。

- (ア) システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上
- (イ) 重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

第4 交通の確保に関する体制及び施設の整備

1 災害時における交通規制計画

警察本部等は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定するものとする。特に警察本部は、南海トラフ地震等現在想定される大規模災害に備え、新たに公表される被害想定に基づき、交通規制計画を逐次見直し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定並びに検問体制に係る関係都県警察及び道路管理者との連絡・調整を行うものとする。

2 交通管制センターの運用

警察本部は、災害発生時の交通情報の収集及び提供並びに交通信号機等交通安全施設の点検、復旧等の措置を迅速的確に実施するため、交通管制センターの運用計

画を策定するものとする。

3 交通管理体制及び交通管制施設の整備

警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について耐震性の確保を図るものとする。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の交通規制を円滑に行うため、警察本部等は、警備業者等と交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協力方法、費用負担、災害補償、訓練等の協議を行い、協定等の締結に努めるものとする。

4 緊急通行車両に係る確認手続等

警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、都道府県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図るものとする。また、公的機関に対し事前届出制度の周知及び民間事業者等との輸送協定締結を促進する。さらに、緊急通行車両の確保に係る事務を適切に行うため、職員への定期的な教養並びに標章及び証明書の備蓄を推進する。

5 運転者の執るべき措置の周知徹底

警察本部等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に運転者が執るべき措置について、次の事項を周知徹底するものとする。

ア 車両運転中である場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

(エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行及び災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、一般車両が同区域等内に車両が在る場合は次の措置を執ること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。

第5 避難誘導の措置

1 避難場所等の周知徹底

警察本部等は、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難場所、避難経路、避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

2 避難行動要支援者への対応

警察本部等は、災害時の適切な避難誘導を行うため、県、市町村等関係機関と緊密に連携を図り、高齢者、障害者等の避難行動要支援者（以下「避難行動要支援者」という。）の実態把握等に努めるものとする。また、市町村から避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（以下「名簿等情報」という。）の提供を受けた場合は、名簿等情報の漏えい防止等必要な措置を講ずるものとする。

3 管理者対策

警察本部等は、大規模商業施設、ホール等多人数の集合する場所の管理者対策を徹底し、管理者に対して非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等について検討しておくよう要請するものとする。

4 広域的な避難者の受入れに関する調整

警察本部は、隣接都県警察の管轄区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の広域的な避難者の受入れに関し、県防災会議において必要な調整を行うものとする。

5 帰宅困難者対策

大規模災害発生時は、公共交通機関が運行を停止し、帰宅困難者の発生が予想されることから、警察本部等は、県、市町村等関係機関と連携して帰宅困難者の一時退避場所の実態把握、帰宅困難者への対応及び避難誘導等について、自治体及び関係機関と協議しておくものとする。

第6 住民等の防災活動の促進

1 住民等の防災意識高揚のための情報発信

住民等の防災意識高揚を図るため、防災関係機関等と積極的に連携するなどして、想定される災害に関する知識、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に執るべき措置、住民等が平素から実施すべき対策等に関する事項について情報発信活動を実施する。その際、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、住民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するものとする。

2 防災訓練の実施

警察本部等は、県及び市町村の主催する総合防災訓練、自衛隊等国の機関と連携した訓練並びに自主防犯・防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練等を通じて、防災関係機関、住民等との一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、住民等の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等、災害時に住民が執るべき措置について配慮するものとする。

3 避難行動要支援者に対する配慮

警察本部等は、防災訓練の実施、防災知識の周知等に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

4 民間企業に対する防災意識の高揚の促進

警察本部等は、民間企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練

への積極的参加を呼び掛けるほか、各種機会を通じて防災に関するアドバイス等を行い、防災意識の高揚に努めるものとする。

第7 危険箇所の調査

警察本部等は、平素から管轄区域内の地盤、地質、人口動態、交通実態、道路、橋梁^{りょう}及び建築物の構造等について実態を把握するほか、人的被害が多発するおそれのある高層建築物、高速道路、石油・高圧ガス等の各種危険物の保管場所、地下埋設物の設置場所等について、これらの実態、特にそれぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況を把握し、資料化しておくものとする。また、これらの実態把握に基づき、各時間帯において災害が発生した場合の人的・物的被害予想を立て、災害発生時に的確な初動措置を執ることができるよう体制及び資料を整備するものとする。

第8 重要施設の警戒

警察本部等は、大規模災害発生時において、警戒すべきライフライン等重要施設をあらかじめ指定し、所要の警戒計画を策定するものとする。

第9 ボランティアの受入れのための環境の整備

警察本部等は、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる自主防災組織と訓練、検討会等を実施するものとする。

第10 基礎資料の整備

警察本部等は、医療機関、消防機関、地方公共団体等の協力を得て、災害の発生に備え、次の資料の収集及び補正に努めるものとする。

- ・ 病院等医療機関の収容可能人員、医師の数等
- ・ 現地警備本部が設置可能な公共施設等
- ・ 関係機関の所在地及び連絡方法
- ・ その他必要な資料

第11 警察職員に対する防災上必要な教養等

警察本部等は、警察職員に対して、関係法令に関する知識、防災に関する知識、防災機関の果たすべき役割、災害警備活動要領等について必要な教養を行うものとする。

第5節 災害時における措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において警察本部等が執るべき措置は、次のとおりとする。

第1 警備体制

1 職員の招集・参集

警察本部等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかにあらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

2 広域的な支援体制の確保

県公安委員会は、被害の規模に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し速やかに即応部隊の派遣を求めるとともに、災害への対応が長期にわたり必要となる場合には、一般部隊の派遣を求めるものとする。また、警察本部は、他の都道府県における大規模災害の発生を認知した時は、あらかじめ定められたところにより、速やかに支援体制を整備するものとする。

3 災害警備本部等の設置

警察本部等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、第4節第1の1の定めによって災害警備本部等を設置するものとする。

第2 情報の収集及び報告

1 被害状況の把握及び報告

災害警備本部等は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、管区警察局等に速やかに報告する。また、二次災害についても同様に把握し、報告するものとする。

なお、被害状況等を把握するための情報収集は、おおむね次の事項について行う。

- ・ 発生（認知）の日時及び場所
- ・ 被害発生の概要（火災、人命、建物、道路及び交通機関）
- ・ 避難者の状況
- ・ 交通規制及び緊急交通路の要否
- ・ ライフラインの状況
- ・ 治安状況及び警察関係の被害
- ・ 生の声情報
- ・ その他震災警備活動上必要な事項

2 多様な手段による情報収集等

- (1) 大規模災害の発生を認知したときは、執務時間内は警備第二課が、執務時間外

は通信指令課と連携して総合当直が、警察庁及び管区警察局に対し災害発生について即報するなど連絡体制を確立する。また、各署及び被災地から逐次報告される生の声情報や人的・物的被害に関する情報等に基づいて直ちに概括的な被害状況を把握及び評価し、警察庁及び管区警察局に報告するものとする。

- (2) 情報収集に当たっては、早期の実態把握に資するため、110番通報、各警察署等への一般通報はもちろん、マスコミ報道、各種監視カメラ映像等のあらゆる媒体を幅広く活用し、多角的な情報の収集及び分析を行うものとする。
- (3) 災害警備本部等は、被災者の安全確保等に資するべく、交番等、パトカー、白バイ等の勤務員を生の声情報や人的・物的被害等の被災状況及び交通状況等の情報収集に当てるほか、情報収集活動に専従するための私服部隊の投入等についても配慮するものとする。
- (4) 災害警備本部等は、夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用して、警察用航空機による上空からの被害情報の収集を行うとともに、警察庁及び管区警察局に対してヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像を伝送するものとする。

3 自治体の災害対策本部への派遣

災害警備本部等は、原則として県、市町村等の災害対策本部に職員を派遣し、情報収集に当たるほか、情報共有及び連絡調整を図るものとする。

第3 救出救助活動等

1 署における救出救助活動

被災地を管轄する署長は、第二機動隊員を中心とした自署員により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら当該救出救助部隊の担当区域を決定するものとする。また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、捜索の担当区分の調整等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。ただし、救出救助部隊を投入する場合には、災害警備本部等に報告するものとする。

2 機動隊等の出動

災害警備本部等は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させ、救出救助活動等に当てるものとする。とりわけ、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊（警

備部隊) 員等を迅速に投入するものとする。

3 即応部隊の効果的運用

他の都道府県警察から派遣される即応部隊については、被災状況を可能な限り正確に把握した上で適切な部隊を投入し、効果的な救出救助活動を実施するものとする。

4 現地指揮所の設置と指揮支援班の派遣

大規模災害発生時には、被災地を管轄する署が交通規制、問合せの対応で忙殺されること、部隊活動を要する場所から遠距離に位置していることなどにより、署が現地指揮所足り得ない可能性があることから、必要に応じ署以外の場所への新たな現地指揮所を設営する。

なお、現地指揮所には、別に定める指揮支援班要員名簿から班長以下の要員を派遣し、被災情報の収集・分析、部隊の選定、部隊活動計画の策定及び部隊活動の報告・記録、関係機関との連携・調整等に当たらせるものとする。

5 関係機関との協力・調整

大規模災害発生時には、必要に応じて、消防機関及び自衛隊等と合同調整所を設置し、警察庁から警察庁災害対応指揮支援チーム(D-SUT)が派遣された場合にはその支援を受けつつ、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、それぞれの部隊間の情報共有及び活動区域や任務の調整等を行うとともに、必要に応じて部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)や災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 航空機の運用調整等

警察本部は、航空機を最も有効適切に活用するため県災害対策本部内に設置される航空機の運用を調整する部署に参画し、警察庁から警察庁災害対応指揮支援チーム(D-SUT)が派遣された場合にはその支援を受けつつ、消防機関、海上保安庁、自衛隊等の各機関と航空機の活動区域や任務の調整等を行うものとする。

なお、調整に当たっては、航空機運用総合調整システム(FOCS)を活用するものとする。

7 感染症対策

本県警察は、救出救助活動に際し、マスク着用等による感染症対策を徹底するものとする。

第4 避難誘導等

災害警備本部等は、地域住民等の避難誘導等に当たり、次の事項に留意するものと

する。

- ・ 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行うこと。
- ・ 避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、避難行動要支援者に十分配慮すること。
- ・ 被留置者の避難等の措置については、迅速に判断し、これを的確に実施すること。
- ・ 立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保するための措置を考慮すること。

第5 身元確認等

災害警備本部等は、県、市町村等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請する手続を執るなどして検視要員、検視場所等を確保するとともに、死体の身元確認に資する資料の収集・確保及び医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視、身元の確認、遺族等への引渡し等に努めるものとする。また、災害時における救出活動のほか、死体の搜索及び収容、行方不明者の搜索活動等に当たっては、県、市町村等と相互に緊密な連携を図るものとする。

第6 二次災害の防止

災害警備本部等は、二次災害の危険場所等を把握するため、各署ごとに担当班を編制し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。また、把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に連絡し、避難指示等の発令を促すものとする。さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確立するものとする。

第7 危険箇所等における避難誘導等の措置

災害警備本部等は、大規模災害発生時に、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行うものとする。また、当該施設等の管理者等から二次災害の発生のおそれのある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる

ものとする。

第8 社会秩序の維持

災害警備本部等は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯、救援物資の搬送及び集積地における混乱、避難所内等での女性や子供等に対する性暴力・DVやトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うなど、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止に努めるとともに、被害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。

なお、署においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努めるものとする。

第9 緊急交通路の確保

1 交通状況の把握

災害警備本部等は、警察庁、管区警察局、隣接都県警察及び関係機関との連携を密にし、交通情報の収集を行うほか、警察用航空機、オートバイその他の機動力及び交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路及び交通状況を迅速に把握するものとする。

2 交通規制の実施

災害警備本部等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。緊急交通路の確保に当たっては、安全の確保、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行うほか、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、隣接都県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

なお、発災後の交通規制の基本的な考え方は次のとおりとする。

- ・ 大規模災害発生直後は、人命救助、被害の拡大防止、政府・自治体と情報を共有する。
- ・ インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。
- ・ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小する。
- ・ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度も考慮しつつ順次拡大する。

3 緊急交通路の通行を認める車両の分類

緊急交通路の通行を認めることとなる車両については、発災後の状況を

- ・ 第一局面：大規模災害発生直後
- ・ 第二局面：交通容量は十分でないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

に分け、それぞれの局面において通行できる車両を次のとおり分類する。

ア 第一局面

(ア) 緊急通行車両

- 緊急自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定するものをいう。）は、確認標章を不要とする。
- 災害応急対策使用車両（災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策に使用する車両。具体的には指定行政機関等が行う避難指示、被災者の救難・救助、施設の復旧、緊急輸送等に使用される車両をいう。）は確認標章を必要とする。

(イ) 規制除外車両

- 自衛隊車両等（災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているものをいう。）は確認標章を不要とする。
- 事前届出対象車両
 - ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - ・ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
 - ・ 患者等搬送用車両
 - ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両は、確認標章を

必要とする。

イ 第二局面

(ア) アの車両

(イ) 事前届出対象外車両

a 規制除外対象範囲の拡大後に通行できる車両

- ・ 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- ・ 路線バス及び高速バス
- ・ 霊きゆう 柩車
- ・ 一定の物資を輸送する事業用大型貨物自動車は確認標章を必要とする。

b 交通容量に余裕が見られる場合に一律に除外を検討する車両

- ・ 大型貨物自動車、事業用自動車等は確認標章を不要とする。

4 交通規制の周知徹底

災害警備本部等は、交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、交通情報提供装置の活用並びに日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

5 その他緊急交通路確保のための措置

(1) 交通管制施設の活用

災害警備本部等は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

(2) 信号機の滅灯対策

災害警備本部等は、災害に伴い、大規模停電等が発生し、信号機が滅灯した場合は、速やかにその状況等を把握し、主要交差点への警察官の配置及び発動発電機の設置を行い、必要な交通規制を実施するものとする。

(3) 放置車両の撤去等

災害警備本部等は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等を行うものとする。

(4) 運転者等に対する措置命令

災害警備本部等は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて

運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

(5) 障害物の撤去

災害警備本部等は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(6) 道路管理者等への要請

山梨県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

6 関係機関等との連携

災害警備本部等は、交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携を図るものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて関係機関との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

第10 被災者等への情報伝達活動

1 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災者等への情報伝達に当たっては、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、パトカー等の勤務員等による伝達並びにインターネットのウェブサイト及びふじ君安心メールを活用した伝達に努めるものとする。この場合、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、県民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するほか、避難行動要支援者に配慮した適切な伝達を行うものとし、自治体と連携するものとする。

2 相談活動の実施

災害警備本部等は、災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等を設置するものとする。この場合、災害対策基本法において、行方不明者数について市町村が把握することとされていること（ただし、市町村においては、安否の確認がとれていないことのみでは、行方不明者数として計上しないことに留意する必要がある。）及び安否確認のため市町村において把握している避難者情報等を活用する必要があることから、行方不明者に係る相談について、市町村との情報共有を図るものとする。さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣、避難所

への警察官の立寄り等による相談活動を推進するなど、避難所等における親身な活動を推進するものとする。

3 多様な手段による情報伝達

災害警備本部等は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報及び悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部等及び交番等の掲示板、拡声器、ミニ広報誌、インターネット等を活用し、又は自主防犯組織等を通じるなどして幅広く伝達するものとする。また、署及び交番等の広報紙を活用した情報の提供を推進するものとする。

第1 1 報道対応

1 窓口の一本化と関係機関との緊密な連携

災害警備本部等は、報道対応窓口を一本化し、責任ある報道対応を図る。また、報道発表等に当たっては、警察庁及び管区警察局と緊密に連絡・調整を図り、齟齬そごがないよう努めるものとする。特に被害状況については、人的被害を一元的に集約及び調整する県並びに被害状況を一次的に把握する市町村と緊密な連携を図るものとする。

2 積極的な現場広報の実施

災害が発生した場合において、被害状況、警備部隊等の規模、予想される警察措置等に照らし、災害現場における広報が必要と認められるときは、災害現場で専従して広報を行う班を編成し、災害現場の状況、災害警備活動等に関する広報を積極的かつ効果的に行うことにより、被災地住民等に安心感を与えるとともに、災害警備活動への県民等の理解と協力を得るものとする。

第1 2 情報システムに関する措置

災害警備本部等は、災害発生後においても情報システム機能を確保するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 電子計算組織の機能回復

災害発生後、速やかに情報システムの機能の確認を行うとともに、障害が生じた電子計算組織の機能の回復を図るものとする。

(2) 災害警備活動に必要な情報の共有

災害警備活動に必要な情報を共有するため、既存のデータベースを活用するな

どの措置を執るものとする。

第13 関係機関との相互連携

災害警備本部等は、指定地方行政機関、指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第14 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

災害警備本部等は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止、被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行うものとする。

2 海外からの支援の受入れ

災害警備本部等は、警察庁から海外からの支援の受入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう警察庁、管区警察局、県、市町村その他の関係機関と連絡を取りつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第6節 災害復旧・復興

第1 警察施設の復旧

災害警備本部等は、警察施設の復旧については、その重要性に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

第2 継続災害への対応

災害警備本部等は、災害が長期化した場合には、発生状況を考慮しつつ、情報の住民等への伝達体制並びに状況に応じた警戒及び避難誘導體制の整備を図るものとする。

第3 暴力団排除活動の徹底

災害警備本部等は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握及び取締りに努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業務団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底を図るものとする。

第4 交通規制の実施

災害警備本部等は、円滑な災害復旧・復興を図るため、交通状況、道路状況等を考

慮し、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制等を行うものとする。

第2章 地震災害対策

地震災害対策に際し、警察本部等が執るべき措置については、第1章に定めるもののほか、本章に定める。

第1節 東海地震に係る災害警備活動の基準

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、災害警備本部等及び署災害警備本部が実施すべき地震防災応急対策に係る災害警備活動は、おおむね次に掲げる事項を基準として実施するものとする。

1 情報の収集及び伝達

(1) 東海地震に関する情報等の伝達

ア 東海地震に関する情報等の伝達については、災害警備本部等が設置されるまでの間は、執務時間内は警備第二課、執務時間外は総合当直等において行い、設置後は災害警備本部等において行うものとする。

イ 県知事が行う市町村長等への東海地震に関する情報等の伝達については、実態に応じ、伝達が迅速かつ的確に行われるよう可能な限り協力するものとする。

ウ 市町村長等が行う地域住民等への地震予知情報、警戒宣言等の伝達については、実態に応じ、伝達が短時間内に正確かつ広範に行われるよう可能な限り協力するものとする。

(2) 各種情報の収集及び伝達

各種情報の収集及び伝達については、管轄区域内における諸般の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、警察庁と隣接都県警察との情報の報告・連絡が的確に行われるよう次の事項について情報収集及び伝達を行うものとする。

(ア) 警備体制の確立状況

(イ) 住民等の反応と避難等の状況

(ウ) 主要幹線道路等の交通の状況

(エ) 特異事案の発生状況と今後の見通し

(オ) 交通対策、警備対策等警察措置の実施状況

(カ) 関係機関の対策の実施状況

(3) 県地震災害警戒本部等との連絡等

ア 県に地震災害対策本部が設置された場合は、警察本部における地震防災応急

対策に係る措置の実施状況等について、必要に応じ連絡するものとする。

イ 県の地震災害対策本部以外の関係機関への情報の伝達は、必要に応じて行うものとする。

2 住民等への情報伝達活動

住民等への情報伝達活動は、民心の安定を図るとともに混乱の発生を防止し、地震防災応急対策に係る措置が迅速かつ的確に行われるよう、おおむね次に定めるところにより行うものとする。

ア 情報伝達活動の重点

住民等への情報伝達活動は、次の事項を重点として実施するものとする。

- a 東海地震に関する情報の内容等に関する情報
- b 車両運転の自粛と運転者の執るべき措置
- c 交通の状況と交通規制の実施状況
- d 犯罪予防等のために住民等が執るべき措置
- e その他混乱防止のために必要な情報

イ 情報伝達活動の実施方法

住民等への迅速かつ的確な情報伝達活動を実施するため、関係機関との連絡を密にして、おおむね次の方法により反復して行うものとする。

- a 交番、パトカー等の勤務員の活用
- b 署、交番等の広報紙の活用
- c ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の活用
- d 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に対する積極的な協力要請
- e 自主防犯組織との連携

3 社会秩序の維持

警戒宣言に伴う混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため、おおむね次に定めるところにより社会秩序の維持に当たるものとする。

ア 避難に伴う混乱等の防止

避難に伴う混乱等の防止に関しては、避難が的確に行われるよう関係機関等と密接な連携を図り、混乱防止のための具体的方策について、あらかじめ検討しておくものとする。この場合において、住民等の節度ある行動により、避難

が的確に行われるよう住民等に対し積極的な広報等を行うものとする。

イ 不法事案等の予防及び取締り

不法事案等の予防及び取締りに当たっては、住民等の不安を軽減し、混乱の発生を防止するため、悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等、生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点を置くほか住民等のい集地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行うものとする。

ウ 住民等による地域安全活動

(ア) 地域安全活動については、特に地域住民の積極的な協力が必要なことから、関係機関との密接な連携により自主防犯組織の育成強化を図り、警戒宣言が発せられた場合においては、当該組織が効果的に活動できるようその支援に努めるものとする。

(イ) 法人、事業所等については、平素から管理者との連携を図り、警戒宣言が発せられた場合においては、施設管理者、従業員、警備員等による自主防犯活動が積極的に行われるよう努めるものとする。

4 交通対策

交通対策は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送を確保するため、次のとおり実施するものとする。

ア 交通規制

(ア) 広域的な交通対策の観点から次の事項を基本とし、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき交通規制を実施するものとする。

a 強化地域内への一般車両の流入は、極力制限するものとする。

b 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しないものとする。

c 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。

d 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに、インターチェンジ等からの強化地域内への流入を制限するものとする。

(イ) 交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、避難計画、

緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察の交通規制計画と整合性のとれた規制計画を定めるものとする。

- a 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- b 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路
- c 高速道路（インターチェンジについては個々のインターチェンジごと）
- d 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- e 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- f 災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- g その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(ウ) 交通管制センター及び信号機等交通管制施設については、警戒宣言が発せられた場合における運用計画は別に定めるものとする。

イ 運転者等への周知活動

車両を運転中に警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に定められた東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画に基づき、警戒宣言時における運転者の執るべき次の措置を運転者に周知徹底するものとする。

- a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行及び災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

ウ 緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づく県公安委員会の行う緊急輸送車両の確認は、次の要領によるものとする。

- a 緊急輸送車両の確認の手続は、警察本部等のほか、交通検問所等の検問箇所において実施するものとする。

- b 警察本部においては、緊急輸送需要をあらかじめ把握し、かつ、警戒宣言時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急輸送車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急輸送車両確認手続の事前届出制度について整備を図るものとする。

エ 関連対策

交通規制の円滑な実施を図るため、特に次に定める事項を講ずるものとする。

- a 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両の使用の抑制についての関係機関等に対する協力依頼
- b 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するための報道機関、日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保
- c 総合的交通対策実施のためのバス、鉄道等公共輸送機関の運行についての関係機関との連絡調整
- d 避難路、緊急輸送路、避難場所及び防災上重要な施設の周辺道路における駐車禁止規制の実効の確保並びに違法な道路使用及び放置物件の排除
- e 警備業者等との支援協定等に基づく交通誘導の実施等に関する要請

5 警察施設等の点検及び整備

警察施設等の点検及び整備に当たっては、警察庁舎、警察通信施設、交通管制施設等について被災の防止と応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、おおむね次の措置を執るものとする。

ア 警察庁舎の防護措置

- (ア) 被災軽減のための庁舎の点検及び整備
- (イ) 火気等の点検及び防火措置
- (ウ) 施設内各種機器の転倒及び破損防止措置
- (エ) 非常発電装置の点検及び整備
- (オ) その他庁舎内の被災防止措置

イ 警察通信施設の機能維持のための措置

- (ア) 警察通信施設の点検の徹底
- (イ) 保守用物品の十分な整備
- (ウ) その他警察通信施設の被災防止措置

ウ 交通管制施設等の機能の確保措置

- (ア) 信号機用非常電源の配備体制の確保措置及び特別点検の実施
- (イ) 倒壊時及び破損時の緊急復旧体制の確保措置
- (ウ) 交通対策用機材の配分体制の確保措置

第2節 南海トラフ地震に係る災害警備活動の基準

南海トラフ地震に際し、災害警備本部等及び署災害警備本部等が実施すべき災害警備活動は、おおむね次に掲げる事項を基準として実施するものとする。

第1 南海トラフ地震に関する情報の種類

1 南海トラフ地震に関する情報の種類

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等 を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

2 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付与する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性があるなど、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュ

	ード8. 0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7. 0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第2 先発地震発生時に執るべき措置

先発地震が発生した場合、第1章第5節に定める措置を執ることとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けた場合における災害応急対策に係る措置

1 情報の収集・伝達

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する情報等の伝達

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する情報等の伝達については、災害警備本部等において行うものとする。

なお、情報の内容に応じ、伝達方法について特に配慮するものとする。

イ 県知事が行う市町村長等への南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、実態に応じ、伝達が迅速かつ的確に行われるよう可能な限り協力するものとする。

ウ 市町村長が行う地域住民等への南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、実態に応じ、伝達が短時間内に正確かつ広範に行われるよう可能な限り協力するものとする。

(2) 各種情報の収集・伝達

各種情報の収集及び伝達については、管轄区域内における諸般の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、警察庁と隣接都県警察との情報の報告・連絡が的確に行われるよう、次の事項について情報収集及び伝達を行うものとする。

- (ア) 警備体制の確立状況
- (イ) 住民等の反応と避難等の状況
- (ウ) 主要幹線道路等の交通の状況

- (エ) 特異事案の発生状況と今後の見通し
 - (オ) 交通対策、警備対策等警察措置の実施状況
 - (カ) 関係機関の対策の実施状況
- (3) 県災害対策本部との連絡等
- ア 県に災害対策本部等が設置された場合は、警察本部における地震防災応急対策に係る措置の実施状況等について、必要に応じ連絡するものとする。
 - イ 県の災害対策本部等以外の関係機関への情報の伝達は、地震防災応急対策に係る措置の迅速かつ的確な実施を図るため、可能な範囲において積極的に行うものとする。

2 住民等への情報伝達活動

住民等への情報伝達活動は、民心の安定を図るとともに混乱の発生を防止し、地震防災応急対策に係る措置が迅速かつ的確に行われるよう、おおむね次に定めるところにより行うものとする。

ア 情報伝達活動の重点

住民等への情報伝達活動は、次の事項を重点として実施するものとする。

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する情報の内容等に関する情報
- b 車両運転の自粛と運転者の執るべき措置
- c 交通の状況と交通規制の実施状況
- d 犯罪予防等のための住民等が執るべき措置
- e その他混乱防止のために必要な情報

イ 情報伝達活動の実施方法

住民等への迅速かつ的確な情報伝達活動を実施するため、関係機関との連絡を密にして、おおむね次の方法により反復して行うものとする。

- a 交番、駐在所、パトカー等の勤務員の活用
- b ビラ、チラシの配付
- c インターネット、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の活用
- d 地域の各種施設等との間で構築しているネットワークの活用
- e 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に対する積極的協力要請

f 防犯協会等自主防犯組織との連携

g 交通情報板等の活用

3 社会秩序の維持

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に伴う混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため、おおむね次に定めるところにより社会秩序の維持に当たるものとする。

ア 避難に伴う混乱等の防止

避難に伴う混乱等の防止に関しては、避難が的確に行われるよう関係機関等と密接な連携を図り、混乱防止のための具体的方策について、あらかじめ検討しておくものとする。この場合において、住民等の節度ある行動により、避難が的確に行われるよう住民等に対し積極的な広報等を行うものとする。

イ 不法事案等の予防及び取締り

不法事案等の予防及び取締りに当たっては、住民等の不安を軽減し、混乱の発生を防止するため、悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等、生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点を置くほか住民等のい集地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行うものとする。

ウ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒

避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒活動の実施に当たっては、警戒従事員の配置箇所、装備資機材の活用、関係機関との密接な連携等に配慮して効率的な活動の実施に努めるものとする。

エ 住民等による地域安全活動

(ア) 地域安全活動については、特に地域住民の積極的な協力が必要なことから、関係機関との密接な連携により自主防犯組織の育成強化を図り、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においては、当該組織が効果的に活動できるようその支援に努めるものとする。

(イ) 法人、事業所等については、平素から管理者との連携を図り、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においては、施設管理者、従業員、警備員等による自主防犯活動が積極的に行われるよう努めるものとする。

4 交通対策

交通対策は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送を確保するため、次のとおり実施するものとする。

ア 交通規制

(ア) 広域的な交通対策の観点から次の事項を基本とし、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、交通規制を実施するものとする。

- a 事前避難対象地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。
- b 事前避難対象地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。
- c 事前避難対象地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。
- d 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。
- e 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の事前避難対象地域への流入を制限するとともに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）内におけるインターチェンジなどからの流入を制限するものとする。

(イ) 交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察の交通規制計画と整合性のとれた規制計画を定めるものとする。

- a 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路
- b 高速道路（インターチェンジについては個々のインターチェンジごと）
- c 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- d 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- e 災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- f その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

イ 運転者等への周知活動

推進地域に係る地震防災基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたときにおける運転者の執るべき次の措置を運転者に周知徹底するものとする。

- a 車両を運転中に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたことを知ったときは、車両を停止させ、カーラジオやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により継続して地震情報及び交通情報を収集し、その情報に応じて行動すること。
- b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

ウ 緊急通行車両の確認

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく山梨県公安委員会の行う緊急通行車両の確認は、次の要領によるものとする。

- a 緊急通行車両の確認の手続きは、警察本部等のほか、交通検問所等の検問箇所において実施するものとする。
- b 警察本部においては、緊急輸送需要をあらかじめ把握し、かつ、南海トラフ地震臨時情報等発表時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両確認手続の事前届出制度について周知を図るものとする。

エ 関連対策

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合における交通規制の円滑な実施を図るため、特に次に定める事項を講ずるものとする。

- a 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両の使用の抑制についての関係機関等に対する協力依頼
- b 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するための報道機関、日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保
- c 総合的交通対策実施のためのバス、鉄道等公共交通機関の運行についての関係機関との連絡調整

- d 避難路、緊急輸送路、避難場所及び防災上重要な施設の周辺道路における駐車禁止規制の実効の確保並びに違法な道路使用及び放置物件の排除
- e 警備業者等との支援協定に基づく交通誘導の実施等に関する要請

5 警察施設等の点検及び整備

警察施設等の点検及び整備に当たっては、警察庁舎、警察通信施設、交通管制施設等について被災の防止と応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、おおむね次の措置を執るものとする。

ア 警察庁舎の防護措置

- (ア) 被災防止のための庁舎の点検及び整備
- (イ) 火気等の点検及び防火措置
- (ウ) 施設内各種機器の転倒及び破損防止措置
- (エ) 発動発電機等非常発電設備の点検及び整備
- (オ) その他庁舎内の被災防止措置

イ 警察通信施設の機能維持のための措置

- (ア) 警察通信施設の点検の徹底
- (イ) 保守用物品の十分な整備
- (ウ) その他警察通信施設の被災防止措置

ウ 交通管制施設等の機能の確保措置

- (ア) 信号機用非常電源の配備体制の確保措置及び特別点検の実施
- (イ) 倒壊時及び破損時の緊急復旧体制の確保措置
- (ウ) 交通対策用機材の配分体制の確保措置

6 災害応急対策を執るべき期間

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、措置を執るものとする。

なお、当該期間経過後、情報収集・連絡体制の確認及び施設・装備資機材等の点検等の措置（以下「後発地震に対して注意する措置」という。）については、引き続き、更に1週間継続して執るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生した場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面でゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置を執るものとする。

7 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合には、引き続き警戒体制をとり、警察本部等は災害警備本部等を設置するものとする。ただし、既に先発地震を受け、災害警備本部等が設置されている場合はこの限りではない。

第3章 富士山火山噴火災害対策

富士山火山噴火災害対策に際し、警察本部等が執るべき措置については、第1章に定めるもののほか、本章に定める。

第1節 富士山火山防災対策協議会への参画

警察本部は、県及び市町村等で組織される富士山火山防災対策協議会における協議に積極的に参画するものとする。

第2節 警報伝達等

第1 火山災害に関する情報

噴火警報・予報については、気象庁火山監視・警報センター（以下「気象庁」という。）が発表し、種別については以下の表を参照とする。

警報の名称	対象範囲	噴火警戒レベル	発表基準
噴火警報 (居住地域)	居住地域 及びそれ より火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある場合
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっ

			ている) 場合
噴火警報 (火口周辺)	火口から 居住地 近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生あるいは発生すると予想される場合
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生あるいは発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合

第2 噴火警報等の伝達

気象庁から富士山に対する噴火警報等が発表された場合は、交番等の勤務員、パトカー等を活用して地域住民、入山者に対し迅速かつ的確に伝達する。この場合、市町村等の関係機関との情報の共有を図るなど、連携に配慮するものとする。

第3 通報すべき火山の異常現象

1 通報を要する異常現象

署は、次の現象を把握した場合には直ちに警察本部長(警備部警備第二課長経由)に報告するとともに、最寄りの市町村に伝達するものとする。

- ア 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流及び火砕流)及び噴火に伴う降灰、噴石等
- イ 火山地帯での地震及び鳴動の発生
- ウ 火山地帯での山崩れ又は地割れの発生
- エ 地殻変動としての土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口及び噴気孔の新生拡大・移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の異常等顕著な変化
- カ 火山地帯での湧泉の新生、拡大又は移動、潤濁、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大又は移動、それらに

伴う草木の立枯れ等

ク 火山付近の湖沼、河川、地下水（源泉を含む。）又は湧水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

2 噴火警報等の伝達方法の確立

署は、次の事項について整備充実を図り、噴火警報等の火山情報及び市町村長が行う避難指示を住民等に迅速かつ正確に伝達できるよう努めるものとする。

ア 噴火警報等又は避難指示等の受信体制

イ 広報要点の設定

ウ 広報用拡声器の充実強化

エ 市町村に対する通報を要する異常現象の伝達体制

オ 市町村の設置する防災無線等の活用要領

カ 危険な居住地域にある避難行動要支援者の施設への情報伝達方法

第3節 火山災害時の措置

第1 情報の収集と伝達

1 火山災害に関する情報伝達

災害警備本部等は、火山の異常な活動を把握した場合、市町村等の関係機関と連携し、交番等勤務員、パトカー等により、住民等に対し迅速かつ的確に火山活動に関連する情報の伝達を行うものとする。

2 情報収集活動

災害警備本部等は、警備活動に必要な情報を、交番等勤務員、パトカー、警察用航空機等により、早期に収集するものとする。

ア 被害実態の把握

死者、行方不明者及び負傷者の人的被害並びに道路、橋梁^{りょう}、家屋等の被災状況及び交通状況を早期に把握するものとする。

イ 隣接都県体制の確認及び情報の共有化

隣接都県警察（警察署）の警備体制及び管内の被害状況^{りょう}について確認し、情報の共有化を図るものとする。

第2 警戒区域の設定

災害警備本部等は、噴火警報レベルに応じた避難対象エリアが設定され、入山規制、避難準備、避難等が行われることから、噴火災害による人命の保護又は危険を防止す

るため、関係自治体と協力して警備諸対策を実施するものとする。

第3 避難誘導の措置等

災害警備本部等は、火山現象による被害状況を把握して的確な情勢判断を行い、市町村長が行う避難指示、警戒区域の設定等に対し適切な助言を行うなどの連携に努めるものとする。また、市町村の指定した避難所等について、関係機関と協力し、パトカー等を効果的に活用した上で、避難場所、避難経路等を明確に住民等に周知徹底するとともに避難行動要支援者に十分配慮して避難誘導を実施するものとする。

第4 交通対策

災害警備本部等は、降灰により渋滞等交通上の混乱が発生した場合、県及び道路管理者と連携・協力し、早期に被害状況を把握した上で、被災地域への流入規制、危険箇所の明示、迂回路の指示等を実施するものとする。

第5 救出救助及び搜索活動における留意事項

1 熱泥流及び土石流対策

溪流沿いでは、熱泥流又は土石流の発生が予想されることから、監視員を配置するなど二次災害の防止に努めるものとする。

2 降灰等対策

屋外の活動にあっては、降灰による視界不良が予想されることから、受傷事故防止に留意するものとする。

3 搜索場所等の検討

被災状況を勘案し、効率的な部隊活動ができるよう部隊の搜索範囲について検討し、速やかに必要な部隊を配備するものとする。

4 装備資機材の有効活用

マスク、ゴーグル、ヘルメット、夜光チョッキ、照明資機材等の装備資機材を活用し、防塵対策及び二次災害防止対策を確実に講ずるものとする。

第6 火山災害対策用装備資機材の整備充実等

警察本部は、火山性ガス検知器、火山性ガス対応マスク等の火山災害対策用装備資機材の整備充実を努めるものとする。また、大規模噴火が発生した場合、火山灰等が広範囲に堆積し、火山泥流による被害や社会経済活動の大きな混乱が生じる可能性があることから、降灰対策に資する装備資機材の整備充実等必要な対策に務めるものとする。

第4章 その他の自然災害対策

その他の自然災害に際し、警察本部等が執るべき措置については、第1章に定めるもののほか、本章に定める。

第1節 風水害対策

第1 県民の防災活動の促進

1 避難誘導対策

(1) 避難路等の周知徹底

警察本部等は、平素から各種講習会、研修会の場等を通じて、風水害被害の防止及び軽減の観点から早期避難に対する住民等の理解と協力を得るとともに、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するものとする。また、不特定多数の利用者が集合する施設等においては、その利用者等に対し施設管理者と連携して避難場所、避難経路等について周知徹底するものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知徹底

警察本部等は、ミニ広報紙等を通じ、地域住民等に対し災害危険箇所及び土砂災害警戒区域並びに風水害発生時の行動について積極的に広報し、周知を図るものとする。

2 防災知識の普及

警察本部等は、被害の防止・軽減の観点から、地域住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、地域住民の理解と協力を得るものとする。

3 防災訓練等の実施

警察本部等は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施するものとする。

4 道路冠水危険箇所の把握

県内における道路冠水危険箇所については、自治体及び地域住民並びに各部門の警察職員等から積極的に情報収集し、道路事情の変化により、新たに道路冠水危険箇所を認知した場合には、警察本部主管課及び署主管課に報告するものとする。また、警察本部等は、平素から自治体及び道路管理者と人間関係を醸成して有事に備えた対策を講ずるものとする。

5 警察施設等の災害対策

警察本部等は、水害のおそれのある地域の警察施設等については、非常用電源設備の整備に努めるほか、その設置場所や物資の保存場所を想定浸水深より高い位置とするなど、水害に対する対応力を強化するものとする。

第2 災害時の措置

1 風水害に関する警報等の伝達

災害警備本部等は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握した場合は、自治体等と連携し、住民等に対し速やかに伝達するものとする。この場合、対象者に漏れなく、かつ、分かりやすい伝達に努めるとともに、避難行動要支援者に配慮するものとする。

2 住民等の避難誘導

災害警備本部等は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の警戒活動を行うものとする。その結果、危険と認められる場合には、自治体等と連携して住民等に対する避難のための指示等を行うとともに、次の点に配慮し、適切な避難誘導を実施するものとする。

ア 住民等への避難指示の伝達に当たっては、交番等、パトカー等の勤務員等を活用して迅速かつ的確な伝達に努めること。

イ 避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に指定されている事実その他の避難に資する情報の伝達に努めること。

ウ ヘリコプター、船舶等による避難についても検討し、必要に応じ実施すること。

エ 情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するよう努めること。

3 災害未然防止活動

災害警備本部等は、河川管理者等が洪水による被害の発生を未然に防止するためダム、せき、水門等の操作を行うに当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、交番等、パトカー等の勤務員等を通じて住民等に対して当該操作に関し必要な事項を周知徹底するものとする。

第3 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

災害警備本部等は、浸水被害が発生した地域又は土砂災害の発生の危険性が高いと判断された箇所について、適切な警戒避難措置を講ずるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次災害の防止に努めるものとする。

第2節 雪害対策

第1 災害に備えての措置

1 雪害に強い交通管制施設の整備

警察本部等は、信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管制施設について雪害に強い施設の整備に配慮するとともに、雪害時の交通管理体制の整備を図るものとする。

2 気象状況の伝達体制の整備

警察本部等は、積雪量等の気象状況等の情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図るものとする。

3 雪崩危険箇所の周知徹底

警察本部等は、他の関係機関と連携するなどして、雪崩危険箇所を把握し、住民等への周知徹底に努めるものとする。

4 孤立予想地域対策の徹底

豪雪等により、孤立集落となることが予想される地域に対しては、避難路等の周知、避難訓練の実施等による住民の防災意識の高揚を図るとともに、同地域に至る道路の早期除雪等道路管理者との連携により孤立化防止を図るものとする。

5 運転者への周知活動

山梨県公安委員会は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬季に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

第2 災害時の措置

1 雪害に関する警報等の伝達

災害警備本部等は、県内の広範囲にわたり豪雪が見込まれるなど、雪害が発生する可能性のある状況を把握した場合は、住民等に対し速やかに伝達するものとする。

2 住民等の避難誘導

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、自治体等と連携して住民等に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。この場合、避難行動要支援者に配慮するものとする。

3 運転者への周知活動

災害警備本部等は、立ち往生車両が生じた場合、通行止め規制が解除されるまで車内で待機しようとする運転者に対し、排気ガス（一酸化炭素）による中毒の防止に関する呼び掛けを確実に行うものとする。

4 緊急交通路の確保

災害警備本部等は、道路管理者と緊密な連携の下、緊急度、重要度等を考慮して、除雪優先路線の早期除雪、通行の妨害となる車両の移動等を行い、緊急交通路の確保に努めるものとする。

5 道路管理者との調整

災害警備本部等は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時において、道路管理者による広範囲での計画的・予防的な通行規制等が円滑に実施されるよう、必要に応じて道路管理者と連携協力するものとする。

第5章 事故災害対策

航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、放射性物質事故災害対策、危険物等災害対策及び火事災害対策に際し、警察本部等が執るべき措置については、第1章に定めるもののほか、本章に定める。

第1節 航空災害対策

第1 災害に備えての措置

1 航空災害応急体制の整備

警察本部等は、管内の実情に応じ、航空災害が発生した場合における警備体制、部隊の編成・運用、職員の招集・参集、情報の収集及び連絡、避難誘導、救出救助、交通規制等の初動措置を的確に執ることができるよう航空災害に備えた応急体制の整備を図るものとする。

2 関係機関との相互連携

警察本部等は、地方公共団体、消防、自衛隊、ライフライン等関係機関と相互に連携し、航空災害に備えた諸対策に当たるものとする。

3 連絡体制の整備

警察本部等は、航空災害が発生した場合における関係機関との連絡体制の整備を図るものとする。

第2 行方不明航空機等の搜索活動

警察本部等は、墜落現場が不明の場合、航空機の行方が不明になるなど、県内でも航空災害発生のおそれがある場合においては、交番等、パトカー、白バイ等の勤務員等を情報収集に当たらせるとともに、警察用航空機を活用し、捜索活動に当たるものとする。

第3 災害時における措置

1 情報の収集

災害警備本部等は、航空災害が発生した場合において、直ちに事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊（交通部隊）、警察用航空機等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報も迅速に収集するものとする。

2 救出救助活動等

災害警備本部等は、航空災害を認知し、救出救助の必要性を認めた場合には、直ちに広域緊急援助隊（警備部隊）等を発生地に出動させるとともに、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。

なお、航空機の墜落現場の捜索に当たっては、広範囲にこれを行い、生存者等の迅速な発見に努めるものとする。

3 立入禁止区域の設定等

災害警備本部等は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第2節 鉄道災害対策

第1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

警察本部等は、鉄軌道事業者等の関係機関と相互に連携し、鉄道災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2 連絡体制の整備

警察本部等は、鉄軌道上及びその直近で落石、土砂崩れ等の異常が発見された場合における鉄軌道事業者への連絡体制の整備を図るものとする。

3 防災訓練の実施

警察本部等は、鉄軌道事業者等と相互に連携し、大規模な鉄道災害を想定した実践的な防災訓練を実施するものとする。

第2 災害時における措置

1 情報の収集

災害警備本部等は、鉄道災害が発生した場合、直ちに事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊（交通部隊）、警察用航空機等を事故現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。また、事故現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報も迅速に収集するものとする。

2 救出救助活動

災害警備本部等は、大規模な鉄道災害が発生した場合、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊（警備部隊）を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、避難行動要支援者の救出救助を優先して行うものとする。

3 立入禁止区域の設定等

災害警備本部等は、脱線した鉄軌道車両が高架から人家密集地域又は道路に転落するおそれがある場合その他被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

第3 二次災害の防止

災害警備本部等は、鉄道災害現場における搜索、救出救助活動等に当たっては、鉄軌道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。鉄軌道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、活動中の二次被害を防止するため監視員を置くなどの措置を行うものとする。

第3節 道路災害対策

第1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

警察本部等は、道路管理者、地方公共団体等の関係機関と相互に連携し、道路災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2 危険箇所等の把握と関係機関に対する要請

警察本部等は、道路災害を予防するため、平素から山（崖）崩れ危険箇所等の発見及び点検に努め、基礎資料の作成及び補正を行うとともに、危険度の高い箇所については、関係機関に対し改善及び補修の措置の要請を積極的に行うものとする。

3 連絡体制等の整備

警察本部等は、道路災害に発展するおそれのある山（崖）崩れの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図るものとする。また、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報等多様な道路災害関連情報の収集体制の整備を図るものとする。

4 防災訓練の実施

警察本部等は、道路管理者、地方公共団体等と相互に連携し、大規模な道路災害の発生を想定した実践的な訓練を実施するものとする。

第2 災害時における措置

1 情報の収集

災害警備本部等は、道路災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊（交通部隊）、警察用航空機等を現場に急行させ、目撃者からの情報、関係機関への問合せ、現場の状況等により、事故に巻き込まれた通行人、通行車両等の人的被害の有無について迅速に確認を行うものとする。

2 救出救助活動

災害警備本部等は、道路災害が発生し、多数の死傷者等が生じた場合においては、事故発生地を管轄する警察署員及び広域緊急援助隊（警備部隊）を直ちに出勤させ、救出救助用機材を有効に活用して迅速に被災者等の救出救助活動に当たるものとする。

3 立入禁止区域の設定等

災害警備本部等は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合その他被害が拡大するおそれがある場合において、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行うものとする。

4 危険物の流出に対する応急対策

災害警備本部等は、道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を支援するものとする。

第3 二次災害の防止

災害警備本部等は、道路災害現場における救出救助活動等に当たっては、山（崖）崩れ等による二次災害の防止のため、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第4節 危険物等災害対策

第1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

警察本部等は、地方公共団体、消防機関、危険物等の管理者等の関係機関と相互に連携し、危険物等災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2 危険物等関係施設の実態把握

警察本部等は、危険物等災害の発生に備え、平素から危険物等の貯蔵・取扱事業所、高圧ガスの貯蔵・取扱事業所、特別防災区域内における危険物等の取扱事業所等の実態把握に努めるものとする。

3 連絡体制の整備

警察本部等は、危険物等関係施設において、危険物等災害が発生した場合に備え、事業者等との連絡体制の整備を図るものとする。

4 危険物等災害警備用装備資機材の整備充実

警察本部は、危険物等災害に備え、次の装備資機材の整備充実に努めるものとする。

ア 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材

イ ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

5 避難場所等の周知徹底

高圧ガス貯蔵・取扱事業等危険物等関係施設の所在地を管轄する署は、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対し危険物等災害が発生した場合の避難場所、避難路及び避難時の留意事項について周知徹底を図るものとする。

6 火薬類取締法等の法令に定める権限の行使

県公安委員会及び警察本部等は、危険物等災害防止のため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

7 防災訓練の実施

警察本部等は、地方公共団体、消防機関、危険物等の事業者等と相互に連携し、

大規模な危険物等災害を想定した実践的な訓練を随時実施するものとする。また、危険物等災害警備用装備資機材の操作訓練、生化学防護服等の着脱訓練等も随時行うものとする。

第2 災害時における措置

1 情報の収集

災害警備本部等は、大規模な危険物等災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊（交通部隊）等、警察用航空機等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集を行うものとする。また、情報の収集に当たっては、消防機関、危険物等の事業者等と緊密な連携をとり、安全かつ的確な警察活動に資するため、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集に努めるものとする。

2 救出救助活動

災害警備本部等は、危険物等災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊（警備部隊）を直ちに出動させ、従業員等被災者の救出救助及び避難誘導を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。また、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して被災者及び警察職員の安全確保に努めるものとする。

3 立入禁止区域の設定

災害警備本部等は、危険物等が漏洩、流出又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるものとする。

4 危険物等の大量漏えい等に対する応急対策

災害警備本部等は、危険物等が大量に漏えい、流出又は飛散した場合には、関係機関と緊密に連携し、地域住民等に対する情報伝達、広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を支援するものとする。

5 火薬類取締法等の法令に定める権限の行使

県公安委員会及び警察本部等は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、火薬類取締法等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

第5節 火事災害対策

第1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

警察本部等は、消防機関、地方公共団体、営林官署等の関係機関と相互に連携し、火事災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2 管内実態の把握

警察本部等は、平素から、火災が発生した場合に大規模な被害発生のおそれがある高層建築物、地下施設等について、それぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況等の実態把握に努めるものとする。

3 連絡体制の整備

警察本部等は、大規模な火事災害が発生した場合における消防機関、高層建築物等の管理者、営林官署等との連絡体制の整備を図るものとする。

4 防災訓練の実施

警察本部等は、消防機関等の実施する大規模な火事災害を想定した防災訓練に参加するなど、相互に連携した訓練を行うよう努めるものとする。

第2 災害時における措置

災害警備本部等は、大規模な火事災害が発生した場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

第6節 原子力災害対策

第1 警察本部が執るべき平素の措置

1 本県における原子力対策について

本県については、原子力発電所の立地はないものの、隣接の静岡県に中部電力株式会社所有の浜岡原子力発電所が建設されており、県内峡南地域の南部町とは約7.5kmの距離にある。大規模地震によって原子力発電所に甚大な損害が生じた場合、大量の気体状放射性物質は、放射性プルーム(雲)によって風下に運ばれる過程で拡散し、人畜への被ばくをもたらす。緊急時の初期段階で重要となる被ばくは、放射性プルームからの外部被ばくと放射性物質の吸入による内部被ばくであるため、本県においては、次に列記した原子力災害対策重点区域のア及びイに該当しないものの、原子力事故による放射性物質の放出形態は単一的なものではなく、複合的であるため、広範囲な観点から本計画に原子力災害対策を記述することとした。

I A E Aの国際基準が定める原子力災害対策重点区域については、

ア 予防的防護措置を準備する区域（P A Z）

原子力施設からおおむね半径5 kmを目安とする。

イ 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）

原子力施設からおおむね30 kmを目安とする。

ウ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A）

U P Zの目安である30 kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合があり、P P Aの具体的な範囲については、今後、原子力規制委員会において国際的議論の経過を踏まえつつ検討される。本県については、ウによる被害が予想される。

2 関係機関との連絡体制の確立

(1) 警察本部は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第1号に定める原子力災害に対する対策に関し平素から原子力に関する情報共有を自治体等関係機関と連携し、連絡体制を確立するものとする。

(2) 警察本部は、署に対して原子力災害対策に関する指導を行うものとする。

3 警察職員に対する原子力防災知識等の教養及び訓練

警察本部は、災害対策に従事する警察職員に対し原子力災害に関する基礎知識、原子力災害発生時における措置要領等に関する教養及び訓練を行うものとする。

4 原子力災害警備用装備資機材の整備充実

警察本部は、本県警察における次の原子力災害警備用装備資機材の整備充実を図るものとする。

ア 放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスク、放射線防護衣その他の防護用機材

イ サーベイメータ、ポケット線量計その他のモニタリング用機材

5 原子力災害発生時の措置

(1) 原子力災害が発生した場合

ア 通報事象の発生（原災法第10条）

敷地境付近で、1時間あたり5マイクロシーベルトの放射線を検出、排気筒で拡散等を考慮して敷地境界で1時間あたり5マイクロシーベルト相当の放射

性物質を検出又は管理区域外で、1時間あたり50マイクロシーベルトの放射線量若しくは5マイクロシーベルト相当の放射線物質を検出等を認めた場合、原子力防災管理者は、国の関係機関、関係都道府県等に通報することとされている。

イ 緊急事態の発生(原災法第15条)

モニタリングポストにより1時間あたり500マイクロシーベルトの放射線量を検出又は排気筒、管理区域外等で通報事象の100倍の数値の検出等を認めた場合、原子力緊急事態発生の判断を主務大臣が行い、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する。この場合、国は、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、関係自治体についても対策本部を設置し、警察、消防及び自衛隊に通報することとされている。

(2) 警備体制

ア 中部電力株式会社所有の浜岡原子力発電所に事故が発生し、原災法第10条の事態が生じた場合、警察本部については、警備部警備第二課長を長とする災害警備連絡室を設置することとする。

なお、事態が深刻な状態に発展することが予想される場合には、警備部長を長とする災害警備本部乙号又は警察本部長を長とする災害警備本部甲号を設置するものとする。

イ アの事故によって原災法第15条の事態が発生した場合には、警察本部長を長とする災害警備本部甲号を設置するものとする。

ウ 具体的な災害警備本部等の設置、種別、設置基準、編成・体制等は、第2章第1節を準用するほか、本章に定めるものとする。

(3) 情報収集及び関係機関への連絡

ア 災害警備本部は、要員を県の災害対策本部に派遣し、必要な情報を収集するものとする。

なお、署災害警備本部については、管轄する市役所及び町村役場に要員を派遣し、必要な情報を収集するものとする。

イ 災害警備本部は、静岡県警察災害警備本部と連携を密にして必要な情報を収集するものとする。

ウ 災害警備本部は、消防、自衛隊等の関係機関との窓口を設定し、必要な情報

を収集するものとする。

エ 住民への情報伝達については、自治体による防災無線のほかに県警のホームページ、ふじ君安心メール等の街頭犯罪情報伝達システムを活用するものとする。

(4) 避難の誘導及び屋内退避

ア 災害警備本部及び南部警察署災害警備本部は、適当な場所に現地警備本部を設置して避難誘導に必要な措置を講ずるものとする。具体的には、避難誘導で街頭に立たせる場所のモニタリングを確実に実施し、現場で活動する職員には、内部被ばく等させない措置と作業時間を極力短くする措置を必ず実施するものとする。避難誘導を行う際は、自治体、消防、消防団等と連携するものとする。

なお、避難行動要支援者の避難については、十分配慮するものとする。

イ 住民の屋内退避は、県内に高濃度の放射線量がモニタリングによって確認した時期に自治体と連携し、効果的な活動を行うものとする。また、避難状況については、自治体と情報共有し、把握するものとする。

ウ 情報伝達手段としては、自治体と連携し、自治会長を通じた連絡網、自治体の防災無線、各署地域課の警ら用無線自動車の広報用マイク等を活用するものとする。

(5) 交通の規制及び緊急輸送の支援

ア 災害警備本部は、静岡県から本県に流入する国道52号を中心に交通規制を実施し、緊急輸送路とするかの判断を、自治体等関係機関と協議して決定するものとする。

イ 交通規制を実施する場合には、極力、装備資機材を活用し、現場に出動する警察職員の負担を軽減するものとする。

ウ 災害警備本部は、国及び県が、専門家、原災法第2条第5号の緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への緊急輸送に関する支援を行うよう努めるものとする。

(6) 犯罪の予防等避難後の空き家対策

ア 災害警備本部は、放射性物質の拡散の影響で、南部町等関係市町村において住民を他の場所へ避難させた場合、自治体等関係機関と連携し、空き家対策を行うなど、犯罪の予防に努めるものとする。

イ 空き家対策については、特に自治体と連携し、装備資機材を活用するなど、必要最小限の人員及び車両で運用するものとする。

ウ 空き家対策を実施するに当たっては、あらかじめ自治体等を通じ、避難する住民に対し貴重品を携帯して家屋に保管しないよう教示するものとする。

(7) 警察職員の被ばくの防止及び被ばく線量の管理

ア 災害警備本部は、原子力災害に従事する職員に対する電離放射線検査を行うなど、外部被ばくの現状を把握し、健康管理を徹底するものとする。

イ アについて災害警備本部は、警察庁の原子力災害活動に示す「1当務32.75マイクロシーベルト」を厳重に管理し、この値を超える場合には、勤務員の変更又は活動実施計画を見直すものとする。

(8) その他

ア 原子力災害対策については、目に見えず、臭い等もない放射線の特殊性を理解し、安易な考えでの装備品の不装着は厳禁であり、常時、モニタリングを行った後の災害警備活動に従事するものとする。

イ 原子力災害活動で活用した装備資機材は、極力、外部汚染させないようにビニール等でカバーし、また、車両についても、外気を取り込むことにより、放射性物資を車内に混入させないように細心の注意を払うものとする。

ウ その他原子力災害警備活動を実施するに当たっては、専門家、自治体等と連携しながら推進するものとする。

別表、別記様式 省略